

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したのものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|---------|---|---|
| 1 | チェックリスト | チェックリストの検査はどこが行うのか。 | 新規にサービス利用を希望する方には、まず要介護・要支援認定を申請いただき、非該当の場合に基本チェックリストを実施することになります。また、要支援認定更新者については、総合事業（現行相当サービスを除く）だけの利用を予定する場合は、基本チェックリストのみで利用を可能とする方向です。よって新規の方へのチェックリスト実施は市窓口や地域包括支援センターにおいて、認定更新者については、担当ケアマネジャーによる代行も可能とする方向です。実施に際しては、質問項目の趣旨を説明しながら、本人等に記入していただきます。 |
| 2 | チェックリスト | チェックリストだけで認知症自立度が判定できるのか。 | 認知症自立度は、認知症高齢者の日常生活における自立度を客観的、かつ、短時間で判断できるようにと厚労省が作成した指標であり、要介護・要支援認定に用いられています。基本チェックリストでは判定できません。 |
| 3 | チェックリスト | 基本チェックリストを実施して事業対象者となる場合、受けるだけで対象者となるのか。事業対象者となる基準はどうか。 | 事業対象者については、基本チェックリストの質問項目に対する回答の結果に基づき、厚生労働大臣が定める基準に該当することとされており、高齢者支援課、地域包括支援センターの窓口において実施し、判定します。 |
| 4 | チェックリスト | 事業対象者の有効期間の開始日はいつからか。（サービス利用が可能な時期はいつからか） | 介護予防ケアマネジメント届出書の右上欄に記入した届出日になります。（基本チェックリスト実施日ではありません） |
| 5 | チェックリスト | 基本チェックリストの実施はいつから可能か。 | 総合事業の開始日が平成29年4月1日であるため、それ以降の日から実施してください。（新規利用者だけでなく、要介護認定更新者についても同様です） |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|---|---|
| 6 | チェックリスト | 障害福祉サービスを受給している方が65歳に到達し、介護保険要介護・要支援認定申請を行い、「非該当」となった場合は、総合事業開始前の通り障害福祉サービスを利用してよいか。または、「非該当」になった方には基本チェックリストの実施が必須となるのか。 | 障害福祉サービスを受給している方が要介護・要支援認定で「非該当」となった場合は、その方の状態像やサービス利用内容から総合事業の基準緩和サービスで対応可能であるか等を障害福祉課において判断しますのでご相談ください。 なお、対応可能と判断した場合は、基本チェックリストを実施します。その結果、事業対象者となられた方については、ケアマネジメントに基づき障害福祉サービスに優先して総合事業の基準緩和サービスを利用することになります。 |
| 7 | ケアマネジメント | サービス内容の適否をだれが判断するのか。 | 利用者にどのようなサービスが必要なのかについては、適切なケアマネジメントのプロセスを通じて判断されます。 |
| 8 | ケアマネジメント | 利用者の心身状況は短期間に変化するが、その時の対応はどのようにするのか。 | 利用者の状態が変わった場合は、必要に応じてケアプランの見直しを行い、必要なサービスを提供することになります。 |
| 9 | ケアマネジメント | 認知症自立度Ⅱ以下の人を基準緩和サービスの対象としているが、それは誰が判断し、適用するのか。 | 認知症自立度については医師の意見書または認定調査票を用いて確認します。 利用するサービスについては、現行相当サービス対象者の想定ケースをお示ししていますので、その内容を踏まえてケアマネジメントの中で判断します。 |
| 10 | ケアマネジメント | 地域包括支援センターの役割はどう変わるのか。 | 介護予防を目的として、適切なケアマネジメントを通じて利用者を援助していくという役割に、変更はありません。 |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|---|---|
| 11 | ケアマネジメント | 基準緩和サービスを提供中に身体介護が必要になった場合、区分変更申請を行い暫定で現行相当サービスを提供するのか。状況判断で現行相当サービスに切り替えてよいのか。 | 利用者の状態が変わった場合は、必要に応じてケアプランの見直しを行い、必要なサービスを提供することとなります。 ただし、身体介護が必要な場合には現行相当サービスの利用が必要となりますが、事業対象者（チェックリスト該当者）は現行相当サービスを利用することができませんので、要介護（支援）認定申請を行い暫定プランで対応する必要があります。 |
| 12 | ケアマネジメント | 介護予防マネジメント・プランニングの実施者は、地域包括支援センター（受託した居宅介護支援事業所）か。 | お見込みのとおりです。 |
| 13 | ケアマネジメント | 介護認定非該当の要援護者（チェックリストに該当する者）のマネジメント実施者は。 | 地域包括支援センターが行います。 |
| 14 | ケアマネジメント | 事業対象者（チェックリスト該当者）でも現行相当サービスの対象者となることが可能か。 | 事業対象者（チェックリスト該当者）は、現行相当サービスの対象者にはなりません。現行相当サービスについては、要支援認定を受け、ケアマネジメントの中で必要と認められた場合（想定ケースをふまえて判断）、利用することが可能です。（事業者説明会資料15・45ページを参照してください。） なお、事業対象者（チェックリスト該当者）は、現行相当サービスの対象とはなりません。が、経過措置として、日常生活圏域内に利用可能な基準緩和サービス・住民主体サービスがない場合、当面の間現行相当サービスを利用可能とします。 |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|---|---|
| 15 | ケアマネジメント | 利用者の日常生活圏域内に利用可能な基準緩和サービスがないが、日常生活圏域外の事業所で利用可能な基準緩和サービスがある場合も、現行相当サービスの対象者となるのか。 | 利用者の日常生活圏域内に利用可能な基準緩和サービスがない場合は、現行相当サービスの利用を可能としております。ただし、日常生活圏域外に利用可能な基準緩和サービス事業所があるのであれば、利用者の心身の状態に応じた適切なケアマネジメントに基づき、そちらの利用も可能です。 |
| 16 | ケアマネジメント | 現行相当サービスの対象者と判断するのは保険者か地域包括支援センターか。 | 地域包括支援センター（介護予防ケアマネジメントの委託を受けた居宅介護支援事業所を含む）によるアセスメント等の結果、「現行相当サービス対象者想定ケース」に該当し、ケアプランに記載された目標を達成するために現行相当サービスの利用が必要とされる利用者については、サービス担当者会議の開催などの適切なケアマネジメントプロセスを経て、当該サービス利用の判断がなされます。 また、現行相当サービスの利用の必要性については、ケアマネジメントに関する記録に、「アセスメントの結果の記録」（アセスメント、支援経過記録、サービス担当者会議の要点など）として明記しておく必要があります。 |
| 17 | ケアマネジメント | 現行相当サービスを利用する「想定ケース」に該当すれば自動的に現行相当サービス対象者となるのか。また、現行相当サービス利用者が基準緩和サービスを希望した場合はどうなるのか。 | 地域包括支援センター（介護予防ケアマネジメントの委託を受けた居宅介護支援事業所を含む）によるアセスメント等の結果、「現行相当サービス対象者想定ケース」に該当し、ケアプランに記載された目標を達成するために現行相当サービスの利用が必要とされる利用者については、サービス担当者会議の開催などの適切なケアマネジメントプロセスを経て、当該サービス利用の判断がなされます。現行相当サービス利用者が基準緩和サービスを希望した場合も同様です。 |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|--|---|
| 18 | ケアマネジメント | 介護予防サービスと総合事業を併用する場合、ケアプランは2つ作成する必要があるのか。 | 2つ作成する必要はありません。介護予防サービスと総合事業を併用する場合は介護予防サービス計画（介護予防サービスのケアプラン）のなかに総合事業のサービスも含めることとなります。 |
| 19 | ケアマネジメント | 現行相当サービスを利用できる想定ケースは示されているが、ケースに当てはまった場合どのような作業が必要となるのか。（届出orケアプラン掲載） | No.12の回答のとおり適切なケアマネジメントプロセスを経て、当該サービス利用の判断がなされます。 また、その必要性については、ケアマネジメントに関する様式等に記載いただくこととなります。 |
| 20 | ケアマネジメント | 「要支援認定の有効期間満了日がH29年3月31日の人」は2月1日から更新申請が可能である。 地域包括支援センターはこれらの人に対して、総合事業の説明や手続き（更新申請または基本チェックリスト実施、介護予防ケアマネジメント契約など）は、いつから、どのように始めたらよいか。 | 介護予防ケアマネジメントの説明および契約締結は、市が契約書等の雛型（完成版）をお示しした後であれば、実施いただくことができます（H28年度中の対応も可）。左記対象者が総合事業（現行相当・緩和型）を利用する場合には新様式での契約が必要となります。 なお、基本チェックリストの実施は4月1日以降としているため、左記対象者については、今年度中に手続きを必要とする場合には要介護認定の更新申請をいただくことになると考えられます。 |
| 21 | ケアマネジメント | 総合事業の説明資料は何を活用すればよいか。 | 市が発行する市民向け総合事業のパンフレット(A3：カラー刷)を活用ください。 |
| 22 | ケアマネジメント | 現行相当サービスの基準に該当しない利用者については、緩和型サービスの利用を考える必要があるため、基準緩和型サービス事業所の指定状況を逐一把握したい。直近の情報はどのように得られるのか。 | 4月1日付指定事業所一覧は、現在市のホームページに掲載しております。5月以降の指定事業所の状況も随時更新する予定としております。 |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A <<3月15日更新>>

■平成30年3月15日に更新したのものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|---|--|
| 23 | ケアマネジメント | 新規で要介護・要支援認定申請をした方が、暫定プランで総合事業のサービスを利用していたが、認定結果が「要介護」であった場合は自費になるのか。 | <p>新規で要介護・要支援認定申請された方が、暫定プランで総合事業を利用していたが、認定結果が「要介護」であった場合の取扱は以下のとおりです。</p> <p>①暫定プランで現行相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を利用した場合は、プランを変更のうえ介護給付に振り替えが可能です。</p> <p>②暫定プランで基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）を利用していた場合は、人員基準等が訪問介護・通所介護の基準を満たしていないため、介護給付に振り替えることはできません。そのため、暫定プランで利用した基準緩和サービスについては全額自己負担となります。</p> <p>なお、要支援者の認定更新の際に、主治医意見書の遅延等により暫定プランとなった場合についても、認定結果が「要介護」となった場合は、同様の取扱となります。</p> |
| 24 | ケアマネジメント | 現行相当サービスと基準緩和サービスの併用はできますか。 | <p>同種のサービス内での併用はできませんが種類の異なるサービスの場合併用可能です。</p> <p>例) 訪問介護相当サービスと訪問型サービスA→併用不可 例) 通所介護相当サービスと通所型サービスA→併用不可 例) 訪問介護相当サービスと通所型サービスA→併用可 例) 通所介護相当サービスと訪問型サービスA→併用可</p> |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|--|---|
| 25 | ケアマネジメント | 厚生労働省通知平成12年3月17日老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」1-6に定める「自立生活支援のため見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助ができる状態で行う見守り等）」は、現行相当サービスまたは基準緩和サービス、どちらでのサービス提供となるのか。 | 地域包括支援センター（介護予防ケアマネジメントの委託を受けた居宅介護支援事業所を含む）による適切なケアマネジメントにより「自立生活支援のための見守りの援助」が必要とされた場合は、身体介護のサービスとなりますので、現行相当サービスでのサービス提供となります。 |
| 26 | モニタリング | 現在要支援者で行っているように、月1回のモニタリングの報告書の作成等は必要となるのか。 | 介護予防ケアマネジメントにおいては、「豊中市介護予防ケアマネジメント実施要綱」において、「少なくとも1ヶ月に1回、モニタリングの結果を記録すること。」になっており、介護予防支援と同様に適切にモニタリングを実施し、記録することとなります。 なお、モニタリングの結果の記録など、介護予防ケアマネジメントの提供に関する記録は適切に保存する必要があります。 |
| 27 | 共通 | 給付制限は、総合事業は対象外か。 | （介護保険料滞納者に対する給付制限は）当面の間、対象外とする予定です。 |
| 28 | 共通 | 現行相当サービスと基準緩和型サービスの違いはどうか。現行相当サービスの利用が適当であると判断された人以外の人はどのような人なのか。 | 現行相当サービスと基準緩和サービスの対象者や基準等の違いは、事業者説明会資料38ページ以降を参照してください。また、現行相当サービス対象者の考え方は同資料45ページを参照してください。 |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----|--|---|
| 29 | 共通 | 総合事業の対象者は事業所と同市の方のみを対象としているのか。（他市市民の利用は不可か）不可の場合、現在の利用者はどういった説明を誰がするのか。 | 豊中市の総合事業は、保険者が豊中市である被保険者、及び豊中市内在住の住所地特例対象者が対象となります。 保険者が豊中市外（住所地特例対象者除く）の利用者は、豊中市内の事業所のうち、現行相当サービスのみなし指定を受けている事業所は利用できませんが、みなし指定を除く現行相当サービス及び基準緩和サービスは利用できません。 保険者が豊中市外（住所地特例対象者除く）の場合、当該保険者に問い合わせし、総合事業移行後の取り扱いを確認したうえで、事業者から利用者 に説明していただく必要があります。 |
| 30 | 共通 | 軽度化加算はどういった加算か。 | 基準緩和サービスを利用した結果、介護度が軽度化（要支援2→1、要支援2→非該当（事業対象者含む）、要支援1→非該当（事業対象者除く））した場合に30単位/月をサービス利用月数（12月上限）に乗じた単位数を加算するものです。 |
| 31 | 共通 | 軽度化加算について、更新時に軽度化したことが判明した場合、どのような流れで利用月数×30単位/月が支払われるのか。事業所からの請求が必要になるのか。 | 判明した際に、過去に遡って再請求していただきます。 なお、軽度化加算は利用者負担なし（100%給付）となります。 |
| 32 | 共通 | 入浴加算はないが、自宅で入浴が困難な方の入浴希望があると考えられるので入れてほしい。（身体介護なし。見守りのみで可能と考える） | 入浴に関して介助が必要な場合は現行相当サービスの利用対象としています。また、更衣や洗体、洗髪などの利用者の身体に接するような介助を要せず、見守りを行う場合においても、当該見守りは、例えば、転倒予防のための声掛け等を行うために実施されていることが想定されます。これらの見守りは「自立支援のための見守りの援助」に該当し、身体介護の一つであるため基準緩和サービスの対象外としています。 |
| 33 | 共通 | 利用頻度について、要支援1の場合は週1回まで、要支援2の場合は週2回までとしているが、事業対象者は状況により週2回の利用も可能という理解でよいか。 | 事業対象者の支給限度額は要支援1相当（5,003単位）です。 利用回数上限については、現行相当サービスを利用する場合は要支援1相当、基準緩和サービスを利用する場合は週1回までです。 |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したのものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----|---|---|
| 34 | 共通 | 現行相当サービスでも基準緩和サービスでも「個別サービス計画」が位置付けられているが、1時間程度の週1～2回程度の生活援助のサービスに対して、現行サービスと同程度の「個別サービス計画」は必要ないのではないか。必要なサービス計画を箇条書きにすることと、サービスをする上での注意書きくらいで簡素化するべきではないか。 | 個別サービス計画があることで、適切なサービス提供に向けて現場の職員の混乱を避けること、またケアプランとの整合が図れることから、市内事業所様との意見交換会での議論を踏まえ、豊中市では個別サービス計画の作成を必要とすることとしています。 |
| 35 | 共通 | サービス内容が、「なんでもあり」の感覚になるのではないか。 | 各サービスが利用者の状態の維持・改善を目的として提供されることは従来の予防給付と同様であり、ケアマネジメントおよび各サービス提供にあたって「自立支援」の理念が前提となることに変わりありません。また、個別サービス計画に基づいたサービス提供を行います。 |
| 36 | 共通 | 運営規程や定款について、平成29年度は介護予防サービスと並行実施する場合、現行サービス、基準緩和と両方を記載するとあるが、これはどのようなケースのことをいっているのか。 | 総合事業を実施していただくためには、提供するサービスが変わるため、運営規程の記載内容を変更する必要があります。また、あわせて定款の変更が必要となる場合があります。（事業者説明会資料51～52ページを参照してください。） ただし、平成29年4月1日～平成30年3月31日までの間は、各利用者が認定有効期間により総合事業への移行時期が異なるため、同事業所で介護予防サービスと総合事業のサービスが並行して実施される可能性があることから、両方の事業の記載が必要となるものです。 |
| 37 | 共通 | 平成29年4月1日以前からサービスを利用している要支援者が、認定有効期間満了前に総合事業へ移行することは可能か。 | 本市では、平成29年4月1日以降に認定有効期間満了を迎える人は、それ以前のサービス利用の有無にかかわらず、原則として認定有効期間満了日まで従前のサービス（予防給付）を利用していただきますが、ケアマネジメントのプロセスの中で利用者本人の自立支援に資すると判断される場合には、認定有効期間満了を待たず総合事業へ移行していただくことも可能です。 |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したのものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-----|--|---|
| 38 | 共通 | 週1回利用の方について、利用する曜日が5回ある月（5週目がある月）は、利用回数を1回減らし、月4回利用とするといったケアプランを作成しても構わないのか。 | 地域包括支援センター（介護予防ケアマネジメントの委託を受けた居宅介護支援事業所を含む）によるアセスメントの結果、ケアプランに記載された目標を達成するために必要とされるサービス内容が、サービス担当者会議の開催などの適切なケアマネジメントプロセスを経てサービス利用の判断がなされることとなります。 当該利用者がどのような頻度でサービスの利用が必要となるのかについても、上記のようなケアマネジメントプロセスの中で判断されていくこととなります。 |
| 39 | 共通 | 基準緩和サービスを提供する場合でも、現在の予防訪問介護・予防通所介護で用いる計画書と同等の内容が必要になるのか。 | お見込みのとおりです。 |
| 40 | 訪問型 | 現在訪問介護では利用者40人に1人以上のサービス提供責任者の配置が必要だが、基準緩和サービスを一体的に行う場合の配置基準はどうなるか。 | サービスを一体的に行う場合において、サービス提供責任者と訪問事業責任者を兼務する場合は訪問介護・現行相当・基準緩和サービスすべての利用者を合計し40人に1人以上の配置が必要です。 兼務しない場合は、訪問介護・現行相当サービスの利用者を合計し40人に1人以上の配置とします。※この場合基準緩和サービスのための訪問事業責任者を別に1人以上（必要数）置く必要があります。 （兼務関係整理表の3をご覧ください。） |
| 41 | 訪問型 | 訪問型サービスで週3回の設定はないか。 | 基準緩和サービスに週3回の設定はありません。 要支援2の方でケアマネジメントの中で週3回以上訪問型サービスが必要と判断された方は現行相当サービスにおいて、週3回以上のサービスをご利用いただくことを想定しています。 |
| 42 | 訪問型 | サービス開始時における訪問事業責任者の業務は従来のサービス提供責任者とあまり変わらないことが想定されるが、初回加算は設定しないのか。 | 初回加算については、サービス提供責任者（サービス提供責任者たる資格を持つ訪問事業責任者）が初回訪問する場合には算定できるものとしします。（単位数は現行と同様200単位です） |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したのものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-----|---|---|
| 43 | 訪問型 | 週1回利用で5週目がある月にキャンセルが1回あった場合、あらかじめ利用票や提供票が1027単位となっても234単位×4回での請求となるか。 また、その場合のキャンセル料は事業所独自で設定することができるか。 | 請求に関しては、ケアマネジメントを担当する地域包括支援センター（介護予防ケアマネジメントの委託を受けた居宅介護支援事業所を含む）に連絡のうえ、実績に基づいての請求となりますので234単位×4回での請求となります。キャンセル料については、現行サービスと同様にお考えください。 （通所型サービスについても同様の考え方です。） |
| 44 | 訪問型 | 要支援相当の利用者で、訪問型サービスは総合事業、訪問看護サービスは予防訪問看護といった、総合事業と予防サービスが重複して必要な利用者について、介護保険被保険者証及び要介護度、区分支給限度額については、どのように把握し対応していくべきか。また、事業対象者が予防サービスを、もしくは要支援者が総合事業を新たに希望されて追加する場合には、こういった手続きを踏む必要があるのか。 | 事業対象者は予防サービスを受けることができませんので、予防サービスを受ける場合、又は総合事業と予防サービスを併用する場合は必ず要支援認定が必要です。 また総合事業と予防サービスを併用する場合、区分支給限度額は予防サービスのケアプランで一元的に管理することとなります。要支援者が総合事業のサービスの利用を新たに開始する場合はケアプランに位置付ければ利用することができます。 |
| 45 | 訪問型 | 事業者説明会資料41ページの訪問型サービスの基準緩和サービスの新たな加算、「※要介護者も含めた計画を策定する場合」における、「要介護者」とは同居の家族のことを指すのか。 | 要介護者とは同一事業所の要介護認定を受けている利用者を指します。 |
| 46 | 訪問型 | 「訪問介護における自立支援のための見守りの援助」について、基準緩和サービスにおいて提供することは可能か。 | 「訪問介護における自立支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）」については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）において、身体介護の一類型とされています。 当該援助は、訪問介護員による専門的な援助の必要がありますので、現行相当サービスにて対応することとなります。 なお、当該援助は自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りのことを言い、単なる見守り・声かけは含まないことにご留意ください。 <参照>「介護報酬に係るQ&Aについて」（平成15年5月30日付事務連絡） |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-----|---|---|
| 47 | 通所型 | 通所型のサービス時間として、“1～2時間”でも330単位なのか。 | お見込みのとおりです。 ただし、介護予防等に資する十分なサービスの提供時間を確保していただく必要があります。 |
| 48 | 通所型 | 基準緩和サービスの報酬について、「3時間以上」というのは3時間15分でも認められるか。 | お見込みのとおりです。 |
| 49 | 通所型 | 当事業所では、要支援1の方で週2回、要支援2の方で週3回まで利用可能としているが、これは現行相当になっても継続してよいのか。 | 現行相当サービスのサービス利用頻度は、現行の介護予防通所介護と同様です。 |
| 50 | 通所型 | 人員配置について、従事者～15人 専従1以上というのは、管理者を除いて1名の配置を求めるものか。管理者1名も、その1以上に含むのか。また、その1名の従事者は資格等を必要としないのか。 | 管理者と従事者の兼務はできないため、管理者以外に1名の配置が必要となります。従事者に資格要件はありません。 |
| 51 | 通所型 | 基準緩和サービス（一体型・単独型）のサービス提供者に関して、「一定の研修受講者」とあるが、これは従来の通所介護のスタッフも新たに研修を受けさせるといったことなのかどうか。 | 従来の通所介護のスタッフに研修の受講を必要としているものではなく、一定の研修受講者についても従事者としてサービス提供を行うことが可能であるという意味です。 |
| 52 | 通所型 | 単位について、緩和型サービスにある「月4回超 1,438単位/月」というのは5回利用した場合の単位か。また、330単位/回（3時間未満）というものは1時間未満でも同様の単位か。 | 月4回超の単位は、週1回の利用の方について、利用日を曜日で指定している場合に、当該曜日が月に5回ある場合の単価です。 単位については、3時間未満と3時間以上の設定のみのため、仮に1時間未満のサービス利用の方がいた場合はお見込みのとおり330単位/回となります。 |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A ≪3月15日更新≫

■平成30年3月15日に更新したのものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-----|--|--|
| 53 | 通所型 | 送迎がないことによる減算はないのか。 | 基準緩和サービスについては送迎を必須としていないため、行わない場合も減算の対象となりません。ただし、送迎が必要な利用者については対応していただくことが望ましいと考えております。 また、現行相当サービスについては、送迎が基本単位の中に算定されていることから、原則送迎を実施する必要がありますが、利用者が自ら通う場合など、送迎を実施しなかった場合の減算はありません。【追記】 |
| 54 | 通所型 | 基準緩和サービス（単独型）の静養室、事務室等がなくてよいのは、事業者が公民館等外部へ出て活動することも単独型のサービスとして考えられるのか。またその際、同時に別の人員で一体型のサービス等のサービスも提供することが可能か。 | 外部の施設を利用した活動については、現段階では想定していません。 基準緩和サービス（一体型）については指定基準を満たせば指定を受けることができます。 |
| 55 | 通所型 | 一体型の利用定員について、現在の介護施設の定員と、総合事業の定員と足した人数でよいのか。 （例：（現行の申請のまま） 通所介護定員10名 総合支援事業5名 合計定員15名） | 介護給付、予防給付、現行相当サービス、基準緩和サービスを一体的に実施する場合、基準緩和サービスの利用者は通所介護の定員に含めません。別に定員を定める必要があります。 ただし、同一の場所で一体的に実施する場合は要介護者に対して食堂及び機能訓練室を利用定員×3㎡以上確保する必要があるため、基準緩和サービスの利用定員は通所介護とは別に定めるものの、要介護者のサービス提供に支障がないようにするため結果として基準緩和サービスの利用定員も含めて面積を確保する必要があります。 |
| 56 | 通所型 | 現行の通所介護と基準緩和サービス（一体型）を実施する場合、それぞれ専用区画を設ける必要があるのか。また、内容により同一のプログラムを一体的に提供することは可能か。 | 通所介護及び現行相当サービスと基準緩和サービスを一体的に実施する場合、専用区画を設ける必要はありません。（専用区画を設ける場合は単独型となります。）カリキュラムについてはそれぞれのカリキュラムを設定していただくことを想定していますが共通の内容が含まれることを否定するものではありません。 |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したのものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------------|---|--|
| 57 | 通所型 | 指定を受けるために、機能訓練室（定員×3㎡以上）を確保できるという図面の提出が必要なのか。その区画を“現行”と“緩和”で区切るようにし、申請すべきか。 | 一体型の事業所（区画分けなし）では平面図の提出は省略可能です。 一方、基準緩和サービスのみ実施する場合や、現在の通所介護等サービスの区画を分けて基準緩和サービスを実施する場合は単独型の基準が適用されますので、平面図の提出が必要です。 また、通所介護等サービスを実施していない時間帯に基準緩和サービスを実施する場合は、上記同様、単独型の基準が適用されます。 豊中市外の事業所は、基準緩和サービスを実施する場合、みなし指定のあり/なしに関わらず、原則通りの指定申請手続きを行う必要があり、平面図も含めた全ての指定申請書類の提出が必要です。 |
| 58 | 通所型 | 基準緩和サービスの人員基準で、従事者数は15名を超えると利用者1名につき必要数となっているが、2名以上の従事者があればよいのか。 | ご質問のケースの場合、2名以上であれば基準を満たします。 人員基準の中の「必要数」とは利用者の安全確保やサービス提供のために必要な人数の配置を求めるものです。 |
| 59 | 通所型 | 自立支援促進体制加算について、介護予防プログラムを市に提出し、認められれば全ての基準緩和サービスの利用者に20単位を上乗せできるのか。 | お見込みのとおりです。 |
| 60 | 基準緩和型サービス従事者研修 | 従事者の要件となっている一定の研修受講者とはどのような方ですか。 | 一定の研修受講者とは、「豊中市生活支援サービス従事者研修」を受講し修了証を交付された方です。研修は、豊中市が直接実施するほか、「豊中市生活支援サービス従事者研修実施要領」に基づき事業所が実施することも可能です。詳しくは、豊中市ホームページ（「健康・福祉・医療」→「介護保険・高齢者福祉」→「介護保険トピックス」→「介護予防・日常生活支援総合事業」）をご参照ください。 また、従事者の要件としては、上記のほか、介護職員初任者研修修了者や旧ヘルパー1級・2級課程修了者等の従来の訪問介護員等に加え、旧ヘルパー3級課程修了者についてもサービス提供可能としています。 |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------------|---|--|
| 61 | 基準緩和型サービス従事者研修 | 一定の研修は事業所で実施することも可能か。 | 事業所で実施可能です。詳しくは、上記の豊中市ホームページをご参照ください。 ただし、研修受講者には修了試験を受験していただきますが、修了試験の実施及び修了証の発行は豊中市が行います。 |
| 62 | 基準緩和型サービス従事者研修 | サービス提供者の資格は一定の研修受講者とあるが、サービスの質が維持できるか。 | 介護職員初任者研修をもとに、概ね2日程度のカリキュラムとしています。サービスの質の担保に留意しながらカリキュラムを作成し、研修を実施していきます。 |
| 63 | 基準緩和型サービス従事者研修 | 一定の研修を事業所で実施する場合、講師に資格等は必要か。また、研修内容は事前に豊中市の確認が必要か。 | カリキュラムの内容は、介護職員初任者研修を準用したものであり、講師要件についても介護福祉士等の一定の要件を満たしている必要があります。また、研修内容等については、市が作成する標準カリキュラムの内容を満たしていることを市に事前に届出をさせていただくとともに、実施後は報告書を提出していただくこととしております。 |
| 64 | 指定関係 | 現行相当型・基準緩和型の職員の兼務関係は。 | 兼務については別紙兼務関係整理表をご覧ください。 |
| 65 | 指定関係 | 基準緩和サービスについても運営規程を定める必要はあるか。 | 運営規程については基準緩和サービスについても定める必要があります。 |
| 66 | 指定関係 | 運営規程のサービス種別の変更記載名は、介護予防訪問介護の場合、「豊中市介護予防・日常生活支援総合事業」となるのか。 | 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等を平成29年2月に豊中市ホームページで公表しており、これに定められたサービス種別となります。 |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A ≪3月15日更新≫

■平成30年3月15日に更新したのものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|--|--|
| 67 | 指定関係 | 運営規程、重要事項説明書、契約書等必要書類の豊中市版様式例は提示されるのでしょうか。 | 様式については、現行サービスのものを参考に作成していただくことを想定しています。運営規程の記入例の作成については検討中です。 |
| 68 | 指定関係 | 事業者説明会資料47ページ申請スケジュールについて。新規事業所の「申請予約期間」とは何を行う期間か。2月21日と22日の申請書類受付日のどちらで申請するのか予約をすればよいか。 | 高齢施策課窓口での申請書類受付の日付（2月21日又は22日）及び時間をご予約いただくことを示しています。 |
| 69 | 指定関係 | 申請書類は郵送でも受け付け可能か。 | 「簡易な申請」の対象事業者については、豊中市ホームページ（「健康・福祉・医療」→「介護保険・高齢者福祉」→「介護保険トピックス」→「介護予防・日常生活支援総合事業」）をご参照ください。 また、新規事業所（原則通り）は、現時点では、直接高齢施策課への持参での提出を予定しています。 |
| 70 | 指定関係 | 申請書類・サービスコード表のホームページへの掲載はいつごろになるか。 | 申請書類（案）は、豊中市ホームページ（同上）に掲載しております。申請書類の確定版は2月頃に掲載予定です。 なお、サービスコード表についても2月頃の掲載を予定しています。 |
| 71 | 指定関係 | サービスコードは、現行相当（みなし）がA1、現行相当（新規）がA2、基準緩和がA3を使用するということか。また、A2,A3コードを使用する場合の地域単価は、10.84と10.00のどちらになるか。 | サービスコード表の豊中市ホームページでの公表は2月頃を予定しています。 また、訪問型サービスの単価は1単位＝10.84円、通所型サービスは1単位＝10.54円となります。（事業者説明会資料39～44ページを参照してください。） |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|--|---|
| 72 | 指定関係 | 重要事項説明書に記載する豊中市の苦情受付窓口はどこ部署になるか。 | 豊中市健康福祉部高齢施策課及び豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会とする予定です。 |
| 73 | 指定関係 | 指定申請時の提出書類として重要事項説明書の添付は必要か。 | 重要事項説明書及び契約書の提出は不要です。 |
| 74 | 指定関係 | 利用者との事故、トラブルが発生した場合、十分な対応ができ、利用者を守るよう賠償責任保険への加入等を義務付けるのか。 | 現行の介護保険のサービスと同様に加入していただく方向で検討しています。 ※現行相当・基準緩和サービス利用者についても保険の対象となっているか、各法人、事業所において保険会社に確認する必要があると思われます。 |
| 75 | 指定関係 | 事業者指定に関して、平成26年度以前設立の施設も、現行相当サービス・基準緩和サービスを運営する際には再度書類等の申請が必要か。また、その書類はどの程度の書類になり、いつまでに申請が必要になるのか。 | 現行相当サービスにつきましては、平成27年3月31日時点で介護予防訪問・通所介護の指定が有効である事業所は、みなし指定が適用され、現行相当サービスの提供が可能となります（みなし指定の有効期間は平成30年3月31日までとなり、その後は更新が必要です。）。基準緩和サービスについては、新たに指定が必要です。 |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A <<3月15日更新>>

■平成30年3月15日に更新したものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|--|--|
| 76 | 指定関係 | 市が事業者を指定するとあるが、法人のみを指定するのか。（例えば、街かどデイハウスとか市民グループとか自治会はどうか） | 現行相当サービス、基準緩和サービスの指定については法人格のある団体が指定の対象となります。 |
| 77 | 指定関係 | 市の担当部署は、事業者の管理ができるのか。 | 基準緩和型サービスに関しても指定制度をとるため、指定基準に即した事業者管理及び指導を行うこととなります。 |
| 78 | 指定関係 | 豊中市の被保険者にサービス提供をしている豊中市外の事業所の申請手続きはどのように行うのか。 | みなし指定の適用を受ける事業所については、特に手続きをしなくても平成30年3月31日までは総合事業の現行相当サービスを提供することができます。 基準緩和サービスについては、新規事業所として原則通りの指定申請手続きを行う必要があります。 市外のみなし指定を受けていない事業所は、現行相当サービス、基準緩和サービスのどちらを実施する場合も、原則通りの指定申請手続きを行う必要があります。（指定スケジュールについては、事業者説明会資料47ページを参照してください。） |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したのものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----|--|--|
| 79 | 請求 | 認定有効期間が平成29年7月末までの要支援認定者の場合、平成29年4月～7月までの請求は65のサービスコード種別を用いて、予防通所介護のこれまで通りの請求業務とし、8月からの総合事業対象となってから、A6のコードを用いるという理解でよいか。 | 平成29年7月サービス分の請求まではお見込みのとおりです。8月分からは貴事業所がみなし指定の事業所で、利用者の方が現行相当サービスを利用する場合はA5のサービスコードを、貴事業所がみなし指定の事業所でなく、利用者の方が現行相当サービスを利用する場合、もしくは利用者の方が基準緩和型サービスを利用する場合はA6のサービスコードを利用（基準緩和型サービスで市独自の加算を算定する場合はA7のサービスコードも併用）してください。 詳しくは、【別紙2】をご参照ください。 |
| 80 | 請求 | 要支援者が認定の有効期間満了に伴い、総合事業のサービスに移行する場合、初回加算は算定できるのか。 | 予防サービスから総合事業に移行した場合は、制度上の移行のみであるため、初回加算は算定できません。 (介護予防ケアマネジメント・訪問型サービス・通所型サービスともに同様です。) |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したのものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----|--|---|
| 81 | 請求 | 要支援者が月途中で予防給付サービスから総合事業のサービスに移行した場合、請求はどうなるのか。 | <p>予防給付サービスから月途中で総合事業の現行相当サービスの利用を開始する場合、総合事業の現行相当サービスは予防給付サービスの契約解除日の翌日を起算日として日割り請求します。なお、この場合予防給付サービスは日割り請求とはなりません。</p> <p>予防給付サービスから月途中で総合事業の基準緩和サービスの利用を開始する場合、次のように請求します。</p> <p>【訪問型サービスAの場合】</p> <p>①週1回利用の場合（事業対象者・要支援1・2） 訪問型サービスAの利用が月4回までの場合、予防給付は月額包括報酬での請求とし、訪問型サービスAは利用回数で請求します。訪問型サービスAの利用が月5回以上の場合には予防給付は月額包括報酬での請求、訪問型サービスAは予防給付サービスの契約解除日の翌日を起算日として日割りで請求します。</p> <p>②週2回利用の場合（要支援2） 訪問型サービスAの利用が月8回までの場合、予防給付は月額包括報酬での請求とし、訪問型サービスAは利用回数で請求します。訪問型サービスAの利用が月9回以上の場合には予防給付は月額包括報酬での請求、訪問型サービスAは予防給付サービスの契約解除日の翌日を起算日として日割りで請求します。</p> <p>【通所型サービスAの場合】</p> <p>①事業対象者・要支援1 通所型サービスAの利用が月4回までの場合、予防給付は月額包括報酬での請求とし、通所型サービスAは利用回数で請求します。通所型サービスAの利用が月5回以上の場合には予防給付は月額包括報酬での請求、通所型サービスAは予防給付サービスの契約解除日の翌日を起算日として日割りで請求します。</p> <p>②要支援2 通所型サービスAの利用が月8回までの場合、予防給付は月額包括報酬での請求とし、通所型サービスAは利用回数で請求します。通所型サービスAの利用が月9回以上の場合には予防給付は月額包括報酬での請求、通所型サービスAは予防給付サービスの契約解除日の翌日を起算日として日割りで請求します。</p> <p>※日割り請求の詳細については平成29年3月30日付厚生労働省事務連絡「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」をご参照ください。</p> |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A ≪3月15日更新≫

■平成30年3月15日に更新したのものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----|--|--|
| 82 | 請求 | 月途中で新規で訪問型サービスの現行相当サービスの利用を開始する場合、請求はどうなるのか。 | <p>契約日を起算日として日割りでの請求となります。ただし、事業所と利用者の間で合意があれば利用開始日等を起算日としても差し支えはありません。 (通所型サービスも同様です。)</p> <p>※日割り請求の詳細については平成29年3月30日付厚生労働省事務連絡「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」をご参照ください。</p> |
| 83 | 請求 | 月途中で新規で基準緩和サービスを利用開始する場合、請求はどうなるのか。 | <p>基準緩和サービスは基本的に回数制での請求ですが、月途中で新規に利用を開始し、なおかつ利用開始月が月額包括報酬での請求となる場合に日割り請求が発生する場合があります。具体的には下記のとおりです。</p> <p>【訪問型サービスAの場合】</p> <p>①週1回利用の場合(事業対象者・要支援1・2) 月4回までの利用は利用回数で請求、月5回以上の利用は契約日を起算日として日割りでの請求となります。</p> <p>②週2回利用の場合(要支援2) 月8回までの利用は利用回数で請求、月9回以上の利用は契約日を起算日として日割りでの請求となります。</p> <p>【通所型サービスAの場合】</p> <p>①事業対象者・要支援1 月4回までの利用は利用回数で請求、月5回以上の利用は契約日を起算日として日割りでの請求となります。</p> <p>②要支援2 月8回までの利用は利用回数で請求、月9回以上の利用は契約日を起算日として日割りでの請求となります。</p> <p>※起算日の取り扱いはQ82と同様です。</p> |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 《3月15日更新》

■平成30年3月15日に更新したものには【追記】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

| No. | 分類 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-----|---|--|
| 84 | 請求 | 総合事業の現行相当サービスを利用していた方が入院した場合、請求はどうなるのか。 | 原則、月額包括報酬での請求となります。ただし、利用者負担を考慮して、サービス事業所と利用者が合意していれば、日割りで請求することも可能です。 (退院後に月途中からサービス利用を開始した場合も同様です。) |
| 85 | その他 | 現利用者から様々な意見が出ると思われるが、事業の周知をどのように図るのか。 | 市の広報誌への掲載や総合事業のことを市民の方向けに説明するパンフレットの作成及び説明会を行っていきます。 |

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 【別紙1】

1. 訪問型サービス

| | | 基準緩和サービス | | |
|-----------------------|-----------|----------|---------|-----|
| | | 管理者 | 訪問事業責任者 | 従事者 |
| 訪問介護 ・ 現行相当サービス | 管理者 | ○ | ○ | × |
| | サービス提供責任者 | ○ | ○ | ○ |
| | 訪問介護員等 | × | ○ | ○ |
| 基準緩和サービス | 管理者 | — | ○ | × |
| | 訪問事業責任者 | ○ | — | ○ |
| | 従事者 | × | ○ | — |

※兼務の可否は職種ごとに1対1の関係でご確認ください。（例えば、サービス提供責任者が、基準緩和サービスの管理者、訪問事業責任者、従事者のすべてを同時に兼務できるわけではありません。）

2. 通所型サービス

| | | 基準緩和サービス | |
|-----------------------|---------|----------|-----|
| | | 管理者 | 従事者 |
| 通所介護 ・ 現行相当サービス | 管理者 | ○ | × |
| | 生活相談員 | ○ | × |
| | 看護職員 | × | × |
| | 介護職員 | × | × |
| | 機能訓練指導員 | × | × |
| 基準緩和サービス | 管理者 | — | × |
| | 従事者 | × | — |

※兼務の可否は職種ごとに1対1の関係でご確認ください。

3. サービス提供責任者（サ責）・訪問事業責任者（訪責）の配置（①または②の配置）

| | 利用者数 | | ① | ② |
|------|---------|---------|----------------|------|
| | 1 ～ 39人 | 合計40人まで | サ責1人 訪責1人以上 | サ責1人 |
| 現行相当 | | | | |
| 基準緩和 | 39 ～ 1人 | | | |

※要介護者と一体的に運営する場合、要介護者にはサービス提供責任者・要支援者には訪問事業責任者が従事。サービス提供責任者は、現行相当サービスの基準の範囲内で、訪問事業責任者を兼務できる。この場合、事業対象者1人を要介護者1人とみなす。

介護予防訪問介護から総合事業への移行

【別紙2】

例) 平成29年8月1日に認定更新を迎え総合事業に移行する利用者に対する請求

訪問介護相当サービスみなし指定のある事業所の場合

総合事業移行後、訪問介護相当サービス（現行相当サービス）を利用する場合

| | 平成29年度 | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|---|---|---|----------------------|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| サービス名称 | 介護予防訪問介護 | | | | 訪問介護相当サービス（現行相当サービス） | | | | | | | |
| サービス種類コード | 61 | | | | A1 | | | | | | | |

総合事業移行後、訪問型サービスA（基準緩和サービス）を利用する場合

| | 平成29年度 | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|---|---|---|--------------------|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| サービス名称 | 介護予防訪問介護 | | | | 訪問型サービスA（基準緩和サービス） | | | | | | | |
| サービス種類コード | 61 | | | | A2※・A3（市独自加算請求用） | | | | | | | |

訪問介護相当サービスみなし指定のない事業所の場合

総合事業移行後、訪問介護相当サービス（現行相当サービス）を利用する場合

| | 平成29年度 | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|---|---|---|----------------------|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| サービス名称 | 介護予防訪問介護 | | | | 訪問介護相当サービス（現行相当サービス） | | | | | | | |
| サービス種類コード | 61 | | | | A2※ | | | | | | | |

総合事業移行後、訪問型サービスA（基準緩和サービス）を利用する場合

| | 平成29年度 | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|---|---|---|--------------------|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| サービス名称 | 介護予防訪問介護 | | | | 訪問型サービスA（基準緩和サービス） | | | | | | | |
| サービス種類コード | 61 | | | | A2※・A3（市独自加算請求用） | | | | | | | |

※A2は2種類ありますのでご注意ください。みなし指定のない事業所が訪問介護相当サービス（現行相当サービス）を提供する場合は「A2 訪問介護相当サービス（現行相当サービス（みなし指定事業所以外） サービスコード表）」を使用してください。基準緩和サービスを提供する場合は、みなし指定のある・なしにかかわらず「A2 訪問型サービスA（基準緩和サービス） サービスコード表）」を使用してください。

介護予防通所介護から総合事業への移行

例) 平成29年8月1日に認定更新を迎え総合事業に移行する利用者に対する請求

通所介護相当サービスみなし指定のある事業所の場合

総合事業移行後、通所介護相当サービス（現行相当サービス）を利用する場合

| | 平成29年度 | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|---|---|---|----------------------|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| サービス名称 | 介護予防通所介護 | | | | 通所介護相当サービス（現行相当サービス） | | | | | | | |
| サービス種類コード | 65 | | | | A5 | | | | | | | |

総合事業移行後、通所型サービスA（基準緩和サービス）を利用する場合

| | 平成29年度 | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|---|---|---|--------------------|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| サービス名称 | 介護予防通所介護 | | | | 通所型サービスA（基準緩和サービス） | | | | | | | |
| サービス種類コード | 65 | | | | A6※・A7（市独自加算請求用） | | | | | | | |

通所介護相当サービスみなし指定のない事業所の場合

総合事業移行後、通所介護相当サービス（現行相当サービス）を利用する場合

| | 平成29年度 | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|---|---|---|----------------------|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| サービス名称 | 介護予防通所介護 | | | | 通所介護相当サービス（現行相当サービス） | | | | | | | |
| サービス種類コード | 65 | | | | A6※ | | | | | | | |

総合事業移行後、通所型サービスA（基準緩和サービス）を利用する場合

| | 平成29年度 | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|---|---|---|--------------------|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| サービス名称 | 介護予防通所介護 | | | | 通所型サービスA（基準緩和サービス） | | | | | | | |
| サービス種類コード | 65 | | | | A6※・A7（市独自加算請求用） | | | | | | | |

※A6は2種類ありますのでご注意ください。みなし指定のない事業所が通所介護相当サービス（現行相当サービス）を提供する場合は「A6 通所介護相当サービス（現行相当サービス（みなし指定事業所以外） サービスコード表）」を使用してください。基準緩和サービスを提供する場合は、みなし指定のある・なしにかかわらず「A6 通所型サービスA（基準緩和サービス） サービスコード表）」を使用してください。